**労働保険料等納入証明書（証明願）を提出される皆さまへ**

郵送による依頼を原則としていますが、来局による依頼もお受けします。しかしながら、様々な事情により当日お渡しできない場合がありますので、ご了承ください。

　また、場合によっては、当該事業場の従業員であることを確認できる書類（健康保険証、社員証及び運転免許証等）の提示を求めることがあります。

**【申　請　時　の　必　要　物】**

＜必ず必要なもの＞

　　 労働保険料等納入証明書（証明願）・・・必要枚数分（例：1枚必要であれば1枚）

＜以下①～⑤に該当する場合は、番号に応じたものが必要になります＞

1. 郵送で証明依頼する場合

　　　→ 返信用封筒（切手貼付のうえ、必ず同封願います。）

　② 当該事業場以外（社会保険労務士事務所等の代理人）へ交付を希望される場合

→ 事業主からの委任状

　③ 新規成立または年度更新による保険料申告書提出後おおよそ２ヶ月以内での証明依頼となる場合

　　　→ 申告書の写し

　④ 労働保険料の納付後おおよそ２週間以内での証明依頼となる場合

　　　→ 領収証書の写し

　⑤ 労働保険料の納付方法が口座振替の場合、振替日以降おおよそ２週間以内での証明依頼となる場合

　　　→ 振替（引落し）が記載された通帳の写し等

（口座名義部分の写しも添付してください。不要な部分はマスキング可）

**【留　意　事　項】**

1. 当証明は、労働保険料等（証明日時点で、納期限後のもの）に未納がないことの証明になります。
2. 労働保険料及び一般拠出金に一部でも未納があると、納付証明書を交付できません。
3. 当証明書は、労働基準監督署及び公共職業安定所では発行できません。
4. 当証明は、「未納がないこと」の証明様式になります。領収書紛失等で具体的な納入金額、納入年月日等の証明が必要な場合は下記までお問い合わせ下さい。
5. 郵送の場合、受理からおおよそ一週間程度で証明書を発送いたします。
6. 当証明の発行手数料は無料です。

**【納入証明についての送付先（窓口受付場所）・ 問合せ先・受付時間等】**

　〒540-0028　大阪市中央区常盤町１－3－8　中央大通FNビル１７階

　大阪労働局 総務部 労働保険徴収課

TEL　０６－４７９０－６３３０

　電話・窓口受付時間　8：３０～１２：００、１３：００～１７：１５（平日のみ）

　※ 労働保険事務組合に委託されている事業場につきましては、 労働保険適用・事務組合課

（TEL : 06-4790-6350）に送付してください。（徴収課と同じ建物・フロアになります。**）**